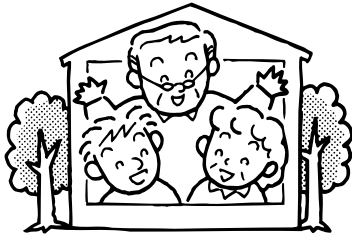


## 国民健康保険料納付額 証明書を送付しました

住民課 内線325～327

平成19年中にお支払いの国民健康保険料納付額証明書を1月21日に送付しましたので、確定申告などにご利用ください。



## 介護保険料納付額 証明書を送付しました

介護課 内線344

確定申告や住民税の申告用として、平成19年中に支払った介護保険料の納付額証明書を1月21日に普通徴収（自主納付）対象者の方に送付いたしました。なお、特別徴収（年金天引き）の方は、社会保険庁から送付された「公的年金等支払報告書」をご利用ください。※詳しくは、介護課までお問い合わせください。

## 障害者控除対象者の 認定申請について

介護課 内線344

障害者手帳などを取得していない「65歳以上のねたきり老人などの方」でも、町の認定を受けることにより、所得税や住民税の「障害者控除」の対象となります。

介護課で認定申請を受付けております。

※詳しくは、介護課までお問い合わせください。

## 国民年金保険料の納付は、口座振替が便利です

住民課 内線326

国民年金保険料は、全国の金融機関・郵便局で口座振替ができます。口座振替の手続きを一度するだけで、毎月金融機関に行く手間と時間が省けて大変便利です。

また、口座振替で当月末の引落としにすると保険料が割引されますのでお得です。お申し込みいただくと、初回に2か月分の保険料（割引なし+50円割引）の口座振替を行い、以後、毎月の保険料が50円割引となります。（早割制度）

平成20年度分（平成20年4月分～平成21年3月分）

を口座振替で1年前納もしくは半年前納すると、納付書で前納するよりさらに割引がありますので、ぜひご利用ください。また、前納した方が途中で厚生年金等に加入したときは、その加入月以降の保険料はお返しいたします。

口座振替による1年前納または半年前納をご希望の方は、3月中に社会保険事務所での登録が必要になります。各金融機関・郵便局の窓口で申し込みをされる場合は、年金手帳もしくは納付書、通帳、通帳届出印を持参し2月中に手続きをしてください。

## 後期高齢者医療制度について

神奈川県後期高齢者医療広域連合 ☎045-440-6704

住民課 内線325・326

75歳以上の方は、現在「老人保健法」による老人保健医療の対象となっていますが、老人保健法の改正（高齢者の医療の確保に関する法律）に伴い、平成20年4月1日時点で75歳以上の方は4月1日から、それ以降に75歳になる方はその誕生日から、神奈川県後期高齢者医療広域連合が運営する「後期高齢者医療制度」の加入者となります。

特に必要な手続きは無く、平成20年3月末までに新しい保険証が送付されます。

医療機関で支払う負担割合は今までと同じ1割（一定以上の所得がある方は3割）ですが、加入者一人ひとりについて広域連合が保険料を決定し、平成20年4月以降、右の方法により徴収されます。

●後期高齢者医療の保険料は、原則として介護保険料と同様に年金から天引き（特別徴収といいます。）されます。

●ただし、以下の要件にあてはまる方は、年金から天引きされず、町から送られる納入通知書によって金融機関などでお支払い（普通徴収といいます。）いただきます。

①年金の額が、年額で18万円未満の方

②年金1回あたりの給付額に対し、介護保険料と後期高齢者医療保険料（10期割した額の2期分）を合わせた額が、2分の1を超える方

※介護保険料は天引きされます。

③その他、年度途中で資格などに異動が生じた場合